(二)　器具及び装置
イ～ハ　（略）
ニ　フローガス
日本産業規格K一一〇五に定めるアルゴン二級
ホ　マイクロピペット
日本産業規格K〇九七〇に定めるピストン式ピペット（容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの）又は自動注入装置
(三)　試験操作
イ　検液を日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・三に定める方法によって前処理する。
ロ　イの操作を行った検液の一定量（例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル）をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本産業規格K〇一〇二―三の十三・三に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る（注一）（注二）（注三）。
ハ・ニ　（略）
（注一）・（注二）　（略）
（注三）　必要に応じマトリックスモディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本産業規格K〇一〇二―三の十三・三に定める方法によって行う。
(四)　（略）
（削る）
（削る）
別表第八　（略）
別表第九
(一)　試薬
イ　（略）
ロ　メタノール
日本産業規格K八八九一に定めるもの（注一）
ハ　一・四―ジオキサン
日本産業規格K八四六一に定めるもの
ニ～ヘ　（略）
(二)～(四)　（略）
備考　（略）

（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正）

第二条　特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格K〇一〇二―一の十二に定める方法によるものとする。	二　規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格K〇一〇二の十二・一に定める方法によるものとする。

(二)　器具及び装置
イ～ハ　（略）
ニ　フローガス
日本産業規格K一一〇五（二〇一七）に定めるアルゴン二級
ホ　マイクロピペット
日本産業規格K〇九七〇（二〇一三）に定めるピストン式ピペット（容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの）又は自動注入装置
(三)　試験操作
イ　検液を日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五・五に定める方法によって前処理する。
ロ　イの操作を行った検液の一定量（例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル）をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四・二に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る（注一）（注二）（注三）。
ハ・ニ　（略）
（注一）・（注二）　（略）
（注三）　必要に応じマトリックスモディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四・二に定める方法によって行う。
(四)　（略）
第三　ＩＣＰ発光分析法
（略）
第四　ＩＣＰ質量分析法
（略）
別表第八　（略）
別表第九
(一)　試薬
イ　（略）
ロ　メタノール
日本産業規格K八八九一（二〇〇六）に定めるもの（注一）
ハ　一・四―ジオキサン
日本産業規格K八四六一（二〇〇七）に定めるもの
ニ～ヘ　（略）
(二)～(四)　（略）
備考　（略）